

14100

神奈川県

横浜市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	支援内容
横浜市企業立地等促進特定地域等における支援制度（企業立地促進条例）	H16.3	<p>1. 【取得型】建物等を建設・取得する場合等</p> <p>【対象地域】</p> <p>① みなとみらい 21 地域</p> <p>② 横浜駅周辺地域</p> <p>③ 関内周辺地域</p> <p>④ 新横浜都心地域</p> <p>⑤ 港北ニュータウン地域</p> <p>⑥ 京浜臨海部地域</p> <p>⑦ 鶴見東部工業地域</p> <p>⑧ 鶴見西部・港北東部工業地域</p> <p>⑨ 臨海南部工業地域</p> <p>⑩ 内陸南部工業地域</p> <p>⑪ 旭・瀬谷工業地域</p> <p>⑫ 港北中部工業地域</p> <p>⑬ 内陸北部工業地域</p> <p>⑭ 上記①～⑬までの地域以外の市域（市街化調整区域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域を除く）</p> <p>【対象事業者】</p> <p>特定の地域に固定資産（民有地を除く土地、家屋、償却資産）を取得（投下資本額が大企業 30 億円以上（改修型賃貸研究所の場合は 10 億円以上）、中小企業 1 億円以上のものに限る）して、事業所（本社、研究所、工場）等の設置をする者</p> <p>⑥～⑭までの地域において事業所（事務所、研究所、工場）等の設置をする場合は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 環境・エネルギー、健康・医療に関連する分野</p> <p>イ 自然科学研究に関連する分野</p> <p>ウ 日本標準産業分類の製造業等</p>	<p>【助成金】</p> <p>民有地を除く土地・家屋・償却資産の取得に要する費用（取得価額）をもとに算定した助成金（投下資本額に下表の助成率を乗じた額）を交付</p> <p>※ 市民雇用や市内発注の実績に応じて助成金を交付する制度もあり</p>

支援内容(助成金)				
地域	重点 脱炭素	機能	上限額	助成率
①みなとみらい21地域	○	研究所	30億円	20%
	×	研究所、賃貸研究所、 改修型賃貸研究所	20億円	10%
		本社等、特定集客施設	10億円	5%
③関内周辺地域	○	研究所	30億円	20%
	×	研究所、賃貸研究所、 改修型賃貸研究所、 特定再生型賃貸業務ビル	20億円	10%
		本社等、特定集客施設	10億円	5%
④新横浜都心地域	○	研究所	30億円	20%
	×	研究所、賃貸研究所、 改修型賃貸研究所、 特定再生型賃貸業務ビル	20億円	10%
		本社等	10億円	5%
②横浜駅周辺地域	—	研究所、賃貸研究所	20億円	10%
		本社等、特定集客施設	10億円	5%
⑤港北ニュータウン地域	—	研究所、賃貸研究所、 工場(中小企業者)	20億円	10%
		本社等、先端技術工場	10億円	5%
⑥京浜臨海部地域	○	研究所	30億円	20%
		先端技術工場	20億円	10%
⑨臨海南部工業地域	×	研究所、賃貸研究所、 工場(中小企業者)		
		本社等、先端技術工場、 賃貸工場		
⑦鶴見東部工業地域 ⑧鶴見西部・港北東部工業地域 ⑩内陸南部工業地域 ⑪旭・瀬谷工業地域 ⑫港北中部工業地域 ⑬内陸北部工業地域	—	研究所、賃貸研究所、 工場(中小企業者)	20億円	10%
		本社等、先端技術工場、 賃貸工場	10億円	5%
	—	研究所、賃貸研究所	20億円	10%
		工場(中小企業者)、 先端技術工場	10億円	5%
		—	—	—
⑭特定地域以外の市域	—	研究所、賃貸研究所	20億円	10%
		工場(中小企業者)、 先端技術工場	10億円	5%

	<p>2. 【テナント型】建物・オフィス床等を賃借する場合等</p> <p>【対象地域】</p> <p>① みなとみらい 21 地域</p> <p>② 横浜駅周辺地域</p> <p>③ 関内周辺地域</p> <p>④ 新横浜都心地域</p> <p>⑤ 港北ニュータウン地域</p> <p>⑥ 京浜臨海部地域</p> <p>⑦ 鶴見東部工業地域</p> <p>⑧ 鶴見西部・港北東部工業地域</p> <p>⑨ 臨海南部工業地域</p> <p>⑩ 内陸南部工業地域</p> <p>⑪ 旭・瀬谷工業地域</p> <p>⑫ 港北中部工業地域</p> <p>⑬ 内陸北部工業地域</p> <p>⑭ 上記①～⑬の地域以外の市域</p> <p>(①～⑤の地域は全ての分野、⑥～⑭の地域は環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、自然科学研究分野、製造業等が対象分野)</p> <p>【対象事業者】</p> <p>対象地域に家屋を賃借して、一定規模以上の本社等(本社・研究所)を設置する者 (市内に既存の本社等がある場合に拡張して移転する場合も、一定の要件を満たすことで対象となります)</p> <p>《100 人型立地》</p> <p>ア 経常利益の額が直近3年間で2億円以上又は直近 1 年間で 1 億円以上</p> <p>イ 本社等の従業者数が 100 人以上</p> <p>《50 人型立地》</p> <p>ア 経常利益の額が直近3年間で1億円以上又は直近 1 年間で0.5億円以上</p> <p>イ 本社等の従業者数が 50 人以上</p> <p>《30 人型立地》</p> <p>①、③、④、⑥、⑨の地域</p> <p>ア 売上高の対前年 30%以上増加かつ売上高が1事業年度1億円以上</p> <p>イ 本社等の従業者数が 30 人以上</p> <p>ウ 法人設立からの経過年数が3年以上 15 年未満</p>	<p>法人市民税(法人税割額)を5年間又は3年間免除</p> <p>※ ①の地域において、再生可能エネルギーを 100%活用した立地を行う場合、課税免除対象期間を1年延長</p> <p>※市内に他の事業所がある場合は、新たに設置した本社等の従業者の人数に相当する部分を免除</p> <p>※ 市民雇用の実績に応じて助成金を交付する制度もあり</p>
--	--	--

		※このほかにも一定の要件あり	
横浜市次世代 重点分野立地 促進助成制度	H13.5	<p>1. 市内初進出</p> <p>【対象地域】 横浜市内</p> <p>【対象事業者】 重点分野の事業(横浜市が指定するもの)を営む市外企業で、本社、研究所、事務所又は子育て関連施設※を新たに設置するもの</p> <p>※子育て関連施設は市内初進出となる事業のみ対象。 市内にすでにある事業は対象外。</p> <p>【対象分野】 ①脱炭素、②半導体、③モビリティ、④IT・情報通信、⑤健康医療、⑥先端技術、⑦子育て</p> <p>【主な要件】 《一般企業》 床面積 50 m²以上かつ従業者数3人以上 《テック系スタートアップ》 床面積 10 m²以上 ※そのほか下記ア～ウの全てを満たすもの ア 設立年数 15 年以内 イ スタートアップとしての資金調達実績等があること ウ テック系としての実績があること</p>	<p>【助成金】 床面積 10 m²あたり 20 万円(上限額:300 万円)</p>
		<p>2. 拡張・移転特例</p> <p>【対象地域】 横浜市内</p> <p>【対象事業者】 重点分野の事業を営む市内企業で、本社、研究所又は子育て関連施設※を、市内で拡張又は移転するもの</p> <p>※子育て関連施設は市内初進出となる事業のみ対象とし、既存施設の移転・拡張や市内にすでにある事業は対象外。</p> <p>【対象分野】 上記1と同じ</p>	<p>【助成金】 増加する床面積 10 m²あたり 20 万円(上限額:150 万円)</p>

		<p>【主な要件】 ≪一般企業≫ 床面積が 50 m²以上増加かつ従業者数が3人以上増加 ≪テック系スタートアップ≫ 床面積が 10 m²以上増加</p>	
		<p>3. 電力消費に伴う CO₂排出実質ゼロ</p> <p>【対象地域】 みなとみらい21地区</p> <p>【対象事業者】 上記1又は2の対象事業者</p> <p>【対象分野】 上記1と同じ</p> <p>【主な要件】 みなとみらい21地区に立地し、事業所等の電力消費に伴う CO₂排出を実質ゼロとする場合</p>	<p>【助成金】 床面積 10 m²あたり 5 万円 (上限額: 75 万円) を、上記1又は2の助成金に上乗せして交付</p>

詳しくはこちら ([横浜市公式 HP | 企業誘致・立地](#))

14130

神奈川県

川崎市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名 (制度名)	制定年月	対象者の要件	内 容
産業立地促進 資金	H7.10	<p>〈対象事業者〉 ○製造業に係る工場又は事業所、研究開発施設等を設置する資本金 10 億円以下又は従業員 500 人以下の会社又は個人及び中小企業者等</p> <p>〈対象地域〉 ○川崎市が指定する産業拠点地区及び工業専用地域</p>	<p>融資条件</p> <p>○設備:年 2.5%以内 運転:年 2.4%以内 (新川崎A地区・殿町3丁目地区への進出の場合、 運転・設備ともに年 2.3%以内)</p> <p>○限度額:設備 20 億円、運転2億 8,000 万円</p> <p>○融資期間:設備 15 年以内、運転7年以内(ともに据置期間1年以内を含む)</p> <p>○返済方法:割賦返済</p> <p>○連帯保証人:原則として、法人は代表者による連帯保証、個人事業主は不要</p> <p>○担保:必要により徴収</p>

<p>がんばるもの づくり企業操 業環境整備助 成制度(立地 促進)</p>	<p>H29.4</p>	<p>〈対象地域〉 川崎市内の準工業地域及び工業地域 ※除外区域あり 〈対象事業〉 工場等を新增設する事業(既存の建物 を賃借または取得する場合を含む)</p>	<p>助成金 ○助成対象経費:土地、建物、設備の取得等に要 する費用(賃借料・リース料を含む)など ○助成率:助成対象経費の1/10以内 ○助成限度額: 最大3,000万円 ※工場等の新築もしくは既存物件の取得であって、 重点支援評価に該当する場合は3,000万円、標準 評価に該当する場合は2,500万円とする。 ※賃貸物件への入居であって、重点支援評価に該 当する場合は2,000万円、標準評価に該当する 場合は1,500万円とする。 ※交付要綱及び公募要領に定める6項目の評価基 準のうち、3項目以上満たす事業を重点支援評 価とし、それ以外を標準評価とする。 ○公募期間(R7年度): R7.4月～</p>
--	--------------	--	--

詳しくはこちら([かながわ産業立地情報](#))

<p>条例名 (制度名)</p>	<p>制定年月</p>	<p>対象者の要件</p>	<p>内 容</p>
<p>イノベート川 崎ネクスト (川崎臨海部 研究開発機能 強化補助金)</p>	<p>R5.3</p>	<p>〈対象地域〉 ○川崎臨海部(川崎区内における、産 業道路以南の区域、多摩川リバーサイ ド地区、都市再生緊急整備地域「羽田 空港南・川崎殿町・大師河原地域」及 び「浜川崎駅周辺地域」)の中で、戦略 的に土地利用を推進する地域* ※研究開発拠点の形成を目的に、土地 利用計画等を策定していること 1. 自社活用型 〈対象事業〉 ○研究所等を新設し、研究開発等を行 うこと 〈投下固定資産額〉 ○大企業:50億円以上 中小企業:5億円以上 〈常用雇用者数〉 ○大企業:50人以上 中小企業:10人以上</p>	<p>(補助金) ○補助対象経費:研究所、工場、事務所等として 使用する土地、家屋又は償却資産の取得に要す る費用 ○補助率 研究所:12% 事務所・工場等:9% ○補助限度額:20億円、5年の分割交付</p>

		<p>2. 賃貸R&D型</p> <p>〈対象事業〉</p> <p>○研究用の共用機器等を有する賃貸R&D施設を新設すること</p> <p>〈投下固定資産額〉</p> <p>○大企業：20億円以上 中小企業：5億円以上</p>	<p>(補助金)</p> <p>○補助対象経費：研究用の共用機器等を有する賃貸研究所等として使用する土地、家屋又は償却資産の取得に要する費用</p> <p>○補助率 賃貸研究所：6%</p> <p>○補助限度額：20億円、5年の分割交付</p>
川崎臨海部産業競争力強化促進補助金	R3.4	<p>〈対象事業者〉</p> <p>○川崎臨海部で30年以上操業している製造業</p> <p>〈投下固定資産額〉</p> <p>○20億円以上</p> <p>〈対象事業〉</p> <p>○「事務所、研究所、工場の新設、増設、更新」又は「生産能力増強、合理化、製品の研究開発等を目的に、生産設備を新設、増設、更新」</p> <p>〈環境配慮の要件〉</p> <p>○導入する設備は、温室効果ガスの排出量の削減に寄与するものであること</p>	<p>〈補助金〉</p> <p>○補助対象経費：工場、事務所、研究所等として使用する土地、家屋又は償却資産の取得に要する費用</p> <p>○補助率 事務所・工場等：3% 研究所：5%</p> <p>○補助限度額：5億円、5年の分割交付</p>
川崎臨海部土地利用整序化奨励金	R3.4	<p>〈対象事業〉</p> <p>○川崎臨海部において、2ヘクタール以上の土地を売却し、売却された土地が製造業の用に供されること</p> <p>〈要件〉</p> <p>土地に関する今後の利用計画が公表される前に、市と売却後の土地利用に関する協議を行うこと</p>	<p>(奨励金)</p> <p>○土地売却企業に、当該土地及び当該土地に存する家屋に係る固定資産税及び都市計画税の額(一年分)に相当する額以内を交付</p>

詳しくはこちら ([川崎市公式 HP | 新規立地・設備投資支援](#))

14150

神奈川県

相模原市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
大企業 100,000 中小企業 10,000 (製造業、情報通信業、自然科学研究所)	—	(下に記載の対象区域) 1/2を軽減	固定資産税 都市計画税	5年間 (操業開始後)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
相模原市産業集積促進条例に基づく企業立地等に対する奨励措置(STEP50) 1) 土地取得奨励金	H17.10 制定 H22.4 改正 H27.4 改正 H29.4 改正 R2.4 改正 R7.4 改正	<p>〈適用要件〉</p> <p>○新設:企業等が新たに土地を取得等し、新たに工場等の設置等をする事</p> <p>○既存事業所活用:企業等が居抜きで工場等を取得すること</p> <p>○増設:リーディング産業に該当する企業等 〈対象企業〉</p> <p>○製造業、情報通信業、自然科学研究所 〈最低投資額〉</p> <p>○土地、家屋、償却資産(中小企業のみ)の合計が大企業 10 億円、中小企業1億円 〈対象地域〉</p> <p>○工業専用地域、工業地域、準工業地域若しくは用途地域の指定のない区域(市街化調整区域等を除く)のうち工業系の 0.5ha 以上の一団の地域、特別工業地区、工業の利便の増進に資すると認める区域として市長が告示する区域(告示区域)等</p>	<p>土地取得奨励金</p> <p>※次のア)～オ)は合算可。最大土地取得費の 40%以内を交付(上限 10 億円。建物建設奨励金を受ける場合は、合算して上限 10 億円)</p> <p>ア)リーディング産業(航空宇宙、ロボット)に該当する企業等の場合、土地取得費の 20%以内を交付(上限 10 億円)</p> <p>イ)敷地面積 30,000 m²以上の土地を取得する場合、土地取得費の 20%以内を交付(上限 10 億円)</p> <p>ウ)工場等の立地とともに本社を市外から市内へ移転する場合、土地取得費の 10%以内を交付(上限 10 億円)</p> <p>エ)市内に工場等がなく初めて市内に立地する場合、土地取得費の 10%以内を交付(上限 10 億円)</p> <p>オ)告示区域内に立地する場合、土地取得費の 10%以内を交付(上限 10 億円)</p>
2) 建物建設奨励金		<p>○新設:企業等が新たに土地を取得等し、新たに工場等の設置等をする事</p> <p>○既存事業所活用:企業等が居抜きで工場等を取得すること</p>	<p>建物建設奨励金</p> <p>※次のア)～カ)は合算可。最大建物建設費の 40%以内を交付(上限 10 億円。土地取得奨励金を受ける場合</p>

	<p>○増設:リーディング産業に該当する企業等 又は 30 年以上市内で操業している企業等 (対象企業)</p> <p>○製造業、情報通信業、自然科学研究所 (最低投資額)</p> <p>○土地、家屋、償却資産(中小企業のみ)の 合計が大企業 10 億円、中小企業1億円 (対象地域)</p> <p>○工業専用地域、工業地域、準工業地域若 しくは用途地域の指定のない区域(市街化調 整区域等を除く)のうち工業系の 0.5ha 以上 の一団の地域、特別工業地区、工業の利便 の増進に資すると認める区域として市長が告 示する区域(告示区域)等</p>	<p>は、合算して上限 10 億円)</p> <p>ア)リーディング産業(航空宇宙、ロボ ット)に該当する企業等の場合、建物 建設費の 20%以内を交付(上限 10 億円)</p> <p>イ)敷地面積 30,000 m²以上の土地を 取得する場合、建物建設費の 20%以 内を交付(上限 10 億円)</p> <p>ウ)工場等の立地とともに本社を市外 から市内へ移転する場合、建物建設 費の 10%以内を交付(上限 10 億円)</p> <p>エ)市内に工場等がなく初めて市内 に立地する場合、建物建設費の 10% 以内を交付(上限 10 億円)</p> <p>オ)告示区域内に立地する場合、建 物建設費の 10%以内を交付(上限 10 億円)</p> <p>カ)市内 30 年以上操業企業等が立地 する場合、建物建設費の 10%以内を 交付(上限 4 億円)</p>
3) 市内企業活用奨励 金	<p>○適用要件・対象企業・最低投資額・対象地 域は上記の通り</p>	<p>市内企業活用奨励金</p> <p>○市内建設業者等に工場等の建設 発注をした場合、家屋に係る工事請 負契約額の3%以内を交付</p>
4) 雇用奨励金	<p>○上記奨励金又は税の軽減措置を受けて立 地した企業等が新たに常用雇用した場合</p> <p>○工場等を賃借し製造業等に係る作業を開 始した企業等が新たに常用雇用した場合</p> <p>※工場等を賃借する場合は、賃借契約期間 10 年以上、償却資産の取得に要した費用が 1億円以上(大企業は 10 億円以上)等の要 件あり。</p>	<p>雇用奨励金</p> <p>ア)新たに1名以上(大企業の場合6 名以上)の常用雇用をした場合、3年 の雇用実績等を確認後、1人当たり 50 万円(女性にあつては 70 万円)を 交付</p> <p>イ)特定求職者雇用開発助成金(就 職氷河期世代安定雇用実現コース) 対象者1名以上を常用雇用した場 合、1年の雇用実績等を確認後1人 当たり60万円を交付</p>
相模原市産業集積促 進条例に基づく工業用 地の保全に対する奨励	<p>工業保全地区奨励金</p> <p>○企業立地等に対する奨励措置の対象地域 内(工業専用地域及び特別工業地区を除く)</p>	<p>工業保全地区奨励金</p> <p>○地区計画区域内の土地に係る固 定資産税及び都市計画税の納付額</p>

措置 (STEP50) ・工業保全地区奨励金		において、工業系の土地利用を主とした地区 計画を定めた場合	の1/2相当額を5か年交付
---------------------------	--	----------------------------------	---------------

14201

神奈川県

横須賀市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新たな立地 大企業 30,000 中小企業 5,000	—	(横須賀リサーチパーク、工業系地域) 課税免除	固定資産税 都市計画税 事業所税	5年間
市内既存企業の設備投資 大企業 10,000(1年間) 中小企業 1,000(1年間)	—	(横須賀リサーチパーク、工業系地域) 不均一課税(3/4 軽減)	固定資産税 都市計画税	3年間
産業用地の開発・造成 ※投下固定資本額の要件はなし	—	(横須賀インター周辺地区、ワイハート地区) 課税免除	固定資産税 都市計画税	10年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
横須賀市企業立地等促進条例 (立地に対する奨励金)	H23.10	<p>〈対象事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境・エネルギー分野、高度先端ものづくり分野の立地 ○投下資本額が3億円(中小企業等にあっては5千万円)以上 <p>〈対象地域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定産業地域(横須賀リサーチパーク) ○工業系地域(工業地域、工業専用地域、地区計画で「工業系用途」に定めている地域) <p>〈対象業種〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本標準産業分類表に定める『製造業』、『電気・ガス・熱供給・水道業のうち「電気業」』、『情報通信業』、『学術研究、専門・技術サービス業のうち「学術・開発研究機関」』 ○夏島町、浦郷町、本市の地区計画で定める「横須賀インター周辺地区」の対象地域については、上記に加え『運輸業、郵便業のうち「道路貨物運送業」「倉庫業」』 <p>(対象案件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○立地: 用地または建物を新たに取得もしくは借り受け、事業所の新設、移設、増設をし、操業を開始することをいう。 	<p>奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下資本額の 10%以内、限度額:5億円 ※奨励金は5年以内の分割交付
横須賀市企業立地等促進条例	H23.10	<p>〈対象事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境・エネルギー分野、高度先端ものづくり分野の設備投資 	<p>奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下資本額の 10%以内、

<p>進条例 (設備投資に対する奨励金)</p>		<p>(いずれも新規性の高いものに限定)</p> <p>※新規性の高いもの これまで商品化や実用化されていない製品のみを専ら製造、研究するためのもの。</p> <p>○投下資本額が1億円(中小企業等にあつては1千万円)以上 (対象地域)</p> <p>○指定産業地域(横須賀リサーチパーク)</p> <p>○工業系地域(工業地域、工業専用地域、地区計画で「工業系用途」に定めている地域、準工業地域のうち設備投資により住環境が悪化することがないと認められる地域など)</p> <p>(対象業種)</p> <p>○日本標準産業分類表に定める、『製造業』、『電気・ガス・熱供給・水道業のうち「電気業』、『情報通信業』、『学術研究、専門・技術サービス業のうち「学術・開発研究機関』</p> <p>○夏島町、浦郷町、本市の地区計画で定める「横須賀インター周辺地区」の対象地域については、上記に加え『運輸業、郵便業のうち「道路貨物運送業」「倉庫業』</p> <p>(対象案件)</p> <p>○設備投資:事業拡張・効率化を目的とした、償却資産(機械・装置)の設置とこれにともなう家屋の新増設(大企業は、「新製品の製造」、「研究・開発」および「事業の拡大」を目的とした設備投資に限定)</p>	<p>限度額:3億円</p> <p>※奨励金は5年以内の分割交付</p>
<p>横須賀市企業立地等促進条例 (大規模な設備投資に対する奨励金)</p>	<p>H6.4</p>	<p>(対象事業)</p> <p>○市内既存企業の設備投資に対する支援の税制優遇の適用を受けていること</p> <p>○投下資本額が50億円以上(事業計画が5年以内であること)</p>	<p>奨励金</p> <p>○投下資本額から50億円を控除した額の5%以内</p> <p>限度額:5億円</p> <p>※奨励金は5年以内の分割交付</p>
<p>YRP進出事業者補助金</p>	<p>① H31.4 ② R4.7</p>	<p>(対象事業)</p> <p>①YRP地区内に新たに事業所を設置する事業者で、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者等(中小企業基本法で規定する者等) ・ 新たに設置する事業所に常時従業員等を配置し、事業を営むもの ・ 賃貸借の場合は契約期間が2年以上、かつ転貸しないこと ・ 店舗を設置する場合は、建物を取得すること ・ 「企業立地等促進条例」の奨励措置の適用を受けていないこと等 <p>②「YRPビジョン2025」で定める行動計画の事業に参画する事</p>	<p>補助金</p> <p>○YRP地区に新たに事業所を設置(土地の購入または賃貸借)する事業者や「YRPビジョン2025」参画事業者に最大100万円を交付(※)</p>

		業者 (※)①②それぞれで最大 100 万円ずつ	
--	--	-----------------------------	--

14203

神奈川県

平塚市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地等促進事業（施設整備助成）	H22.4	<p>〈対象地域〉</p> <p>○工業地域、工業専用地域、平塚市五領ヶ台研究研修パーク（めぐみが丘）、ツインシティ大神地区、市街化調整区域で開発行為の許可が得られた地域、準工業地域（9,000㎡以上）</p> <p>〈対象企業〉</p> <p>○日本標準産業分類に定める製造業及び付随する研究所、情報通信業、自然科学研究所の新設又は増設</p> <p>〈適用要件〉</p> <p>○事業所等の新設又は増設</p> <p>○投下資本額：大企業3億円以上、中小企業5,000万円以上</p> <p>※1. 企業の新規立地並びに拡張に要した費用のうち、土地、家屋及び償却資産の取得に要した費用総額。ただし、土地又は償却資産の取得のみは適用除外とする</p> <p>※2. 対象施設の操業開始から3ヶ月以内の申請</p>	<p>○固定資産税及び都市計画税相当額の1/2の額を土地の取得がある場合、また、市内に本社を有する場合は7年間。土地の取得がない場合は5年間助成</p> <p>○限度額：市内発注奨励助成、企業立地奨励助成と合わせて累計5億円</p>
企業立地等促進事業（市内雇用創出助成）	R4.4	<p>○対象地域・対象企業は上記のとおり</p> <p>〈適用要件〉</p> <p>○施設整備助成適用企業事業所等の新設又は増設に伴い、当該事業所で常用の従業員として雇用（新規雇用助成）、または、新設等した建物で勤務するために市外事業所の従業員が市内に転入し（転入助成）、一定期間以上、居住、雇用し続けた場合</p>	<p>○1人につき大企業は30万円、中小企業は50万円</p> <p>○新規雇用助成は、20歳未満又は65歳以上又は障害者の雇用の促進等に関する法律で定める障害者を雇用した場合、雇用奨励加算として、1人につき20万円を加算</p> <p>○限度額：新規雇用助成、転入助成で各1,000万円</p>
企業立地等促進事業（環境設備助成）	H22.4	<p>○対象地域・対象企業は上記のとおり</p> <p>〈適用要件〉</p> <p>○施設整備助成適用企業で、雨水活用設</p>	<p>○雨水活用設備</p> <p>貯水量1㎡につき、5万円を乗じた額（限度額100万円）</p> <p>○太陽光発電設備</p>

		<p>備(有効貯水量 10 m³以上)、太陽光発電設備(発電能力 10kw 以上)、風力発電設備、蓄電設備を導入した場合(1事業1回限り)</p>	<p>発電能力1kw につき、10 万円を乗じた額(限度額 300 万円)</p> <p>○風力発電設備 発電能力1kw につき、5万円を乗じた額(限度額 100 万円)</p> <p>○蓄電設備 設備の導入にかかった費用に 0.25 を乗じて得た額(限度額 100 万円)</p>
<p>企業立地等促進事業(市内発注奨励助成)</p>	H26.4	<p>○対象地域・対象企業は上記のとおり</p> <p>(適用要件) 建設工事等(1件あたりの請負金額が 1,000 万円以上(税抜き)であって、施工・設計・監理に係る業務の他、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)別表第 1 に定める工事※)によって新規に取得する家屋・償却資産について、元請または一次下請けとして市内事業者が発注し、支払をした場合</p>	<p>○市内事業者が請け負った額の 100 分の 5 に相当する額を初年度に限り助成</p> <p>○限度額: 300 万円かつ施設整備助成・業立地奨励助成と合わせて累計 5 億円</p>
<p>企業立地等促進事業(企業立地奨励助成)</p>		<p>○対象地域・対象企業は上記のとおり</p> <p>(適用要件) 施設整備助成適用企業で、研究所や情報通信業を行うため、又は 5,000 m²以上の用地取得の場合</p>	<p>○対象固定資産税等相当額の 1/2 を初年度に限り助成</p> <p>○限度額: 施設整備助成・市内発注奨励助成と合わせて累計 5 億円</p>
<p>企業立地等促進事業(持続可能な経営奨励助成)</p>	H29.4	<p>○対象地域・対象企業は上記のとおり</p> <p>(適用要件) 施設整備助成適用企業で、次の条件を満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの認証を取得している。 ・事業継続計画(BCP)を策定している。 ・イクボス宣言企業として本市に登録されている。又はくるみん認定等を受けている。 ・事業所内保育施設を設置し、運営している。 ・ロボット関連産業として神奈川県「セレクト神奈川」の認定を受けている。 ・平塚市の地方創生(地域再生計画)に係る 	<p>○該当する条件1件当たり 30 万円を助成</p> <p>※同一の条件に対する助成は、1回限り</p>

		事業を行っている。	
--	--	-----------	--

14204

神奈川県

鎌倉市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<p>■事業所の立地に対する減税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業 30,000 (市内で3年以上操業する企業 10,000) ・中小企業 5,000 (市内で3年以上操業する企業 2,000) <p><対象地域及び業種></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業地域、工業専用地域、準工業地域(製造業のみ) ・特定地域(全ての業種)・・・深沢地域整備事業用地 ・特定地域以外の地域(情報通信業、宿泊業、自然科学研究所) <p><対象期間></p> <p>令和 14 年(2032 年)3月 31 日まで</p>	—	<ul style="list-style-type: none"> ・大企業 1/3 に軽減 ・中小企業 1/4 に軽減 	固定資産税 都市計画税	5年間
<p>■本社機能の設置に対する減税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業 30,000 (市内で3年以上操業する企業 10,000) ・中小企業 5,000 (市内で3年以上操業する企業 2,000) <p><対象地域及び業種></p> <p>全ての地域及び全ての業種</p> <p><対象期間></p> <p>令和 14 年(2032 年)3月 31 日まで</p>	—	1/2に軽減	法人市民税法 人税割	3年間
<p>■設備投資に対する減税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で3年以上操業する大企業 設備一品あたり 5,000 ・市内で 3 年以上操業する中小企業 設備一品あたり 500 <p><対象地域及び業種></p> <p>特定地域(全ての業種) 特定地域以外の地域(製造業、情報通信業、宿泊業、</p>	—	1/3に軽減	固定資産税	5年間

自然科学研究所) <対象期間> 令和14年(2032年)3月31日まで				
■事業所内保育施設の設置に伴い取得した償却資産 に対する減税 <対象地域及び業種> 全ての地域及び全ての業種 <対象期間> 令和14年(2032年)3月31日まで	—	免除	固定資産税	5年間

<補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置>

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
鎌倉市企業立地整備費等補助金交付要綱	平成29年10月1日	市内に新たに構えた事業所で3年以上事業継続の計画があり、下記①～③いずれかの要件を満たす事業者(鎌倉市企業立地等促進条例の税の軽減措置を受けられない事業者に限る) ①製造業、情報通信業、宿泊業及び自然科学研究所を営む事業者であって、市内に事業所を有していない事業者で、市内に事業所又はサテライトオフィスを新規で整備する事業者 ②製造業、情報通信業、宿泊業及び自然科学研究所を営む事業者であって、既に市内に事業所を有している事業者で、市内に従業員の増員(3人以上)を伴う事業所又はサテライトオフィスを新規で整備する事業者 ③市内にシェアオフィスを新規で整備する事業者(リフォーム補助のみ)	・リフォーム補助(補助率50%以内、上限300万円。オフィス等の床面積が100㎡未満は150万円) ・賃料(家賃)補助(補助率50%以内、上限1か月当たり25万円。共益費を含み、敷金、権利金その他これらに類する経費は含まず年度内6か月分まで)
鎌倉市環境共生施設整備費補助金交付要綱	平成21年4月1日	市内で製造業、情報通信業、自然科学研究所を1年以上営む事業者	・環境保全施設の整備(補助率50%以内、上限300万円) ・雨水活用施設の整備(補助率30%以内、上限100万円) ・太陽光発電施設の整備(発電能力1kwにつき10万円、上限150万円)
鎌倉市中小企業経営基盤強化事業費補助金交付要綱	平成29年4月1日	市内で製造業、情報通信業、自然科学研究所を1年以上営む中小企業者又は当該中小企業者で構成する団体	①産業財産権取得事業 ②展示会等出展事業 ③BCP(事業継続計画)策定事業 ④人材育成事業 ⑤デジタル化推進事業

			<p>⑥ 広報・マーケティング事業</p> <p>①から④は補助率2分の1以内、上限 30 万円(④は 15 万円)。⑤から⑥は3分の1以内、上限 15 万円(ただしキャッシュレス決済の新規導入手数料は3万円)。</p>
--	--	--	--

詳しくは、市ホームページへ

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shoukou/kigyouritti.html>(鎌倉市企業立地等促進条例による市税の軽減措置)

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shoukou/sien/office.html>

(事業所やサテライトオフィス、シェアオフィスの新規開設を支援します(鎌倉市企業立地整備費等補助金のご案内))

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shoukou/kankyuu.html>

(企業の環境に配慮した施設整備を支援します(環境共生施設整備費補助金のご案内))

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shoukou/keieikiban.html>

(経営基盤を強化する事業を行う中小企業を支援します(鎌倉市中小企業経営基盤強化事業費補助金のご案内))

14205

神奈川県

藤沢市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
〈対象地域・企業〉 (1) 新産業の森北部地区 ・製造業 ・情報通信業 ・学術研究、専門・技術サービス業 (2) 工業地域・工業専用地域 ・製造業 (3) ホテル立地地域 ・日本標準産業分類に定める宿泊業のうち、ホテルを営む事業 〈対象要件〉 (1)、(2)のみ 投下資本額 大企業 3億円以上 中小企業 5,000万円以上 ※ロボット分野に係る事業の場合、 大企業 2億円以上 中小企業 3,000万円以上 (3)のみ ①客室数 80 室以上(平均客室面積 13m ² 以上) ②客室数 50 室以上(平均客室面積 13m ² 以上)かつ床面積 350 m ² 以上の多目的ホール ③客室数 30 室以上(平均客室面積 18m ² 以上)かつ床面積 350 m ² 以上の多目的ホール ④客室数 30 室以上(平均客室面積 18m ² 以上) ⑤客室数 45 室以上かつ床面積 350 m ² 以上の多目的ホール ※いずれも国際観光ホテル整備法における施設設置基準及び日本政府観光局認定外国人観光案内所の設置要件を満たすこと (1)から(3) 10 年間の事業継続義務期間あり		(1)新産業の森北部地区 課税免除 (2)工業地域・工業専用地域 課税1/2軽減 (3)ホテル立地地域 要件①～④の場合、課税免除 要件⑤の場合、課税1/2軽減	固定資産税 都市計画税	(1)新産業の森北部地区 大企業5年間 (ロボット分野に係る事業は+2年間1/2に軽減) 中小企業7年間 (ロボット分野に係る事業は+3年間1/2に軽減) (2)工業地域・工業専用地域 大企業5年間 (ロボット分野に係る事業は+2年間3/4に軽減) 中小企業5年間 (ロボット分野に係る事業は+2年間1/2に軽減) (3)ホテル立地地域 要件①、④の場合、5年間 要件②、③、⑤の場合、7年間

〈対象期間〉 【固定資産の取得等】 令和12年3月31日まで 【指定事業の開始】 固定資産の取得等から5年以内			
---	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地等促進事業 (重点産業立地促進助成制度)	H26.4	〈対象事業者〉 ○次に掲げる事業を行う企業で、一定規模の条件でオフィスビル等に入居するもの ・ロボット分野 ・デジタル関連分野 ・未病分野 ・ライフサイエンス分野 ・脱炭素関連産業分野 ・成長ものづくり分野 ・コンテンツ関連事業 〈主な要件〉 ○市外企業又は新規設立企業の場合 ・床面積が 100 ㎡以上(ロボット分野に係る事業は 60 ㎡以上)の規模で入居すること ・従業者が5人以上(ロボット分野に係る事業は3人以上)であること ○市内企業の場合 ・床面積が 100 ㎡以上(ロボット分野に係る事業は 60 ㎡以上)拡大する移転であること ・従業者が5人以上(ロボット分野に係る事業は3人以上)増加すること	助成金 ○月額賃料等の1/2 (上限 50 万円) ○交付対象期間:6ヶ月 (ロボット分野に係る事業は 12 ヶ月)
企業立地等促進事業 (企業立地促進融資利子補給制度)	H17.4	次の条件をすべて満たす企業 1. 本市の「税制上の支援措置」を受けることができること。 2. 神奈川県企業立地促進融資を受けていること	○「神奈川県企業立地促進融資」を受けた際の利子相当額 ○利子補給期間:5年間

詳しくはこちら([藤沢市企業立地促進事業](#))

14206

神奈川県

小田原市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
大企業 10,000 中小企業 5,000 〈対象業種〉 製造業、自然科学研究所、情報通信業 〈対象地域〉 工業地域、工業専用地域、工業系保留区域	—	1/2に軽減	固定資産税 都市計画税	5年間 (操業開始後)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
小田原市企業誘致促進条例	H27.3	〈対象地域〉 工業地域、工業専用地域、工業系保留区域 〈対象業種〉 製造業、情報通信業、自然科学研究所 [投下資本額/企業等] ○土地又は家屋を取得・賃借して新たに事業を開始する企業等で1億円(中小企業者は5,000万円)以上の投資を行なう場合 ○市内で10年以上事業を継続している企業が家屋の増設等を行い、事業を拡張する場合	立地奨励金 ○投下資本額の10% (上限1億円) ○本社を立地した場合、投資額の5%(最大5千万円)加算 ○市内企業に建築工事等を発注した場合5%(最大3千万円)加算 雇用促進奨励金 ○5人以上の市内居住者を1年以上継続して新たに雇用した場合、1人につき50万円 (上限2,000万円) ※条件により適用できない場合があります。
小田原市企業誘致促進融資利子補給制度	H11.10	〈対象者〉 ○神奈川県企業誘致促進融資を利用して、小田原市に立地する企業	○県融資利率以内の利子相当額を助成 〈利子補給の対象となる融資限度額〉 西湘テクノパーク及び小田原都市計画区域区分(平成21年神奈川県告示第456号)において特定保留区域と定められた

			<p>地域の場合は融資額のうち5億円以内、それ以外は1億円以内の額に対する利子相当額が対象</p> <p>〈適用期間〉: 利子の支払いを始めた日の属する月から3年以内</p>
<p>小田原市企業誘致促進事業 (オフィス賃料等補助金、リノベーション費用補助金)</p>	R4.4	<p>〈対象者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たに事業所を開設しようとする市外事業者 ○3人以上の正社員増員を伴い、市内に事業所を新たに整備する市内事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ○物件取得費、賃借料の1/2 (賃借料の場合最大36か月分、条件により上限あり) ○市民を正規職員として雇用した場合、一人あたり30万円加算(上限150万円) ○リノベーション工事費用の1/2 (条件により上限あり)
<p>小田原市企業誘致促進事業 (コワーキングスペース利用料等補助金)</p>	R4.4	<p>〈対象者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内にコワーキングスペース等に入居し、地域課題解決に取り組む法人等 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設利用料、交通費又は宿泊費の1/2 上限41,000円/月(最大12か月)

〈補助金〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
新たに事業所を開設する事業者等		賃料を補助	1/2	3年間
新たに事業所を開設する事業者等		リノベーション費用を補助	1/2	
市内コワーキングスペースに入居する企業		施設利用料、交通費等を補助	1/2	1年間

詳しくはこちら(企業等誘致推進制度のご紹介(奨励金))

14207

神奈川県

茅ヶ崎市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	適用期間
<p>【立地支援】</p> <p>企業等が茅ヶ崎市内に新たに事業所を立地(家屋を新築、取得、増築、賃借、又は拡張)させた場合。</p> <p>■投資資本額(万円以上)</p> <p>○大企業 ①30,000 ②10,000</p> <p>○中小企業 ③ 5,000 ④ 2,000</p>	<p>1 対象地域及び業種</p> <p>■工業地域、工業専用地域、準工業地域</p> <p>○大分類:製造業、情報通信業、運輸業、郵便業</p> <p>○中分類:学術、開発研究機関、宿泊業、社会保険、社会福祉、介護事業</p> <p>■工業系地域以外</p> <p>○大分類:情報通信業</p> <p>○中分類:郵便業、学術、開発研究機関、宿泊業、社会保険、社会福祉、介護事業</p> <p>2 奨励措置内容</p> <p>①② 1/3 課税</p> <p>・固定資産税 1.4%→0.47%</p> <p>・都市計画税 0.3%→0.1%</p> <p>③④ 1/4 課税</p> <p>・固定資産税 1.4%→0.35%</p> <p>・都市計画税 0.3%→0.075%</p> <p>①②③④のうち</p> <p>さがみロボット産業特区に関連すると認められる事業の場合は課税免除</p>	<p>①③ 7年間</p> <p>②④ 5年間</p>
<p>【設備投資支援】</p> <p>企業等が事業の維持・拡大のために、一定額以上の設備を導入した場合。</p> <p>■取得価格(万円以上)</p> <p>○大企業 5,000</p> <p>○中小企業 500</p>	<p>1 対象地域及び業種</p> <p>■全ての地域</p> <p>○大分類:製造業、情報通信業、運輸業、郵便業</p> <p>○中分類:学術、開発研究機関、宿泊業、社会保険、社会福祉、介護事業</p> <p>2 奨励措置内容</p> <p>1/3 課税</p>	<p>5年間</p>

	・固定資産税 1.4%→0.47%	
【地域貢献支援】 企業等が ①事業所内保育施設を設置 ②特例子会社の認定を取得 した場合。	1 対象地域及び業種 ■全ての地域 ○全ての業種 2 奨励措置内容 取得した償却資産に係る固定資産税を課税免除	5年間
【立地支援＋地域貢献支援】 上記各要件を併せて満たす場合。	取得した固定資産に係る固定資産税・都市計画税を課税免除	立地支援の 適用期間を 2年間延長

14210

神奈川県

三浦市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
三崎漁港(二町谷地区)水産物流通加工業務団地 旧三崎中学校跡地等城山地区事業用地 三浦市市民交流拠点整備事業用地 三崎漁港(本港地区及び新港地区) 10,000 (土地取得がない場合 5,000) 〈適用要件〉 ・令和8年3月 31 日までに立地して事業を開始すること ・国税、都道府県税、市町村税及び特別区税を完納していること ・事業内容が本市の経済の発展に寄与し、かつ、まちづくりにふさわしいと市長が認めるものであること	—	課税免除	固定資産税 都市計画税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
三浦市企業等立地促進条例(雇用奨励金)	H26	〈適用要件〉 ○令和8年3月 31 日までに立地して事業を開始すること ○国税、都道府県税、市町村税及び特別区税を完納していること ○事業内容が本市の経済の発展に寄与し、かつ、まちづくりにふさわしいと市長が認めるものであること 〈対象地域〉 三崎漁港(二町谷地区)水産物流通加工業務団地 旧三崎中学校跡地等城山地区事業用地 三浦市市民交流拠点整備事業用地 三崎漁港(本港地区及び新港地区)	○対象地域内で事業を開始するために、市民を正社員として新規に1年以上継続雇用した場合1名につき 14 万円を事業者に交付(1事業者につき1回限り)

14211

神奈川県

秦野市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
〈新規立地〉 30,000 (土地を貸借する場合 15,000)	—	(東名秦野テクノパーク、工業専用地域、工業地域(新規立地については工業地域を除く)) 課税免除	固定資産税 都市計画税	4年間 (事業を開始した年の翌年度から)
〈施設再整備〉 30,000 (中小企業 15,000)				

〈企業立地立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員 (人以上)			
〈新規立地〉 30,000 (土地を貸借する場合 15,000) (施設再整備) 30,000 (土地を貸借する場合 15,000)		(近隣商業地域、商業地域及び立地推進指定地域) 課税免除 ※固定資産税等が法律により減免に非課税となる事業所は投下資本額の5% (上限1億円)を交付	固定資産税 都市計画税	4年間 (事業を開始した年の翌年度から)
〈対象業種〉 製造業(商品企画及び研究開発に限る)、情報通信業、運輸業←・郵便業(倉庫業を除く)、卸売業、小売業、金融業、保険業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業(国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第6条第1項第1号イからハマまでに掲げる基準を満たすホテルに限る)、生活関連サービス業、娯楽業、教育←・学習支援業、医療(一般病院又は分娩を扱う有床診療所に限る)等				
〈事業用施設の要件〉				

事業用施設の敷地面積が 1,000 m ² 以上であること 建築物の容積率が上限の3/ 5以上で地階を除く階数が3階 以上であること				
---	--	--	--	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
秦野市企業立地促進制度 (雇用促進奨励金)	H16.4	<p>〈対象事業〉</p> <p>○研究開発型の施設の新設又は移転及び敷地内にある既存施設の増改築</p> <p>[新規立地]</p> <p>○投下資本額が3億円以上(土地を賃借する場合は1億5,000万円以上)</p> <p>[施設再整備]</p> <p>○投下資本額が3億円以上(中小企業の場合は1億5,000万円以上)</p> <p>○次のいずれかに該当するものを合わせて10人以上(中小企業者にあつては5人以上、本社機能を本市内に移転した場合は1名以上)雇用、かつ1年以上継続して雇用</p> <p>(1)新規に秦野市に住所を有する者で、新規に雇用(雇用の始期が操業を開始する日の前後6ヶ月以内に限る)されたもの</p> <p>(2)従業員のうち、操業を開始する日の前後6ヶ月以内に秦野市に転入したもの</p> <p>〈対象地域〉</p> <p>○東名秦野テクノパーク</p>	<p>奨励金</p> <p>○1人につき30万円</p> <p>○1企業1回限り、600万円を限度</p>
		<p>〈対象事業〉</p> <p>○製造業又は情報通信業の施設の新設又は移転及び敷地内にある既存施設の増改築</p> <p>[新規立地]</p> <p>○投下資本額が3億円以上(土地を賃借する場合は1億5,000万円以上)</p> <p>[施設再整備]</p> <p>○投下資本額が3億円以上(中小企業の場合は1億5,000万円以上)</p>	

		<p>○次のいずれかに該当するものを合わせて 10 人以上（中小企業者にあつては5人以上、本社機能を本市内に移転した場合は 1 名以上）雇用し、かつ1年以上継続して雇用</p> <p>(1) 新規に秦野市に住所を有する者で、新規に雇用（雇用の始期が操業を開始する日の前後6ヶ月以内に限る）されたもの</p> <p>(2) 従業員のうち、操業を開始する日の前後 6 か月以内に秦野市に転入したもの</p> <p>〈対象地域〉</p> <p>○工業専用地域、工業地域（新規立地については工業地域を除く）</p>	
秦野市企業立地促進制度 （企業立地等奨励金）	H16.4	<p>〈対象事業〉</p> <p>○研究開発型の施設の新設又は移転及び敷地内にある既存施設の増改築</p> <p>[新規立地]</p> <p>○投下資本額が3億円以上（土地を賃借する場合は1億 5,000 万円以上）</p> <p>[施設再整備]</p> <p>○投下資本額が3億円以上（中小企業の場合は1億 5,000 万円以上）</p> <p>〈対象地域〉</p> <p>○東名秦野テクノパーク</p>	<p>奨励金</p> <p>○投下資本額の 10 分の 1 に相当する額</p> <p>○同一の敷地内について1回限り、5,000 万円を限度</p>
		<p>〈対象事業〉</p> <p>○製造業又は情報通信業の施設の新設又は移転及び敷地内にある既存施設の増改築</p> <p>[新規立地]</p> <p>○投下資本額が3億円以上（土地を賃借する場合は1億 5,000 万円以上）</p> <p>[施設再整備]</p> <p>○投下資本額が3億円以上（中小企業の場合は1億 5,000 万円以上）</p> <p>〈対象地域〉</p> <p>○工業専用地域、工業地域（新規立地については工業地域を除く）</p>	
秦野市企業立地促進制度 （市内企業活用奨励金）	H16.4	<p>（対象事業）</p> <p>○研究開発型の施設の新設又は移転及び敷地内にある既存施設の増改築</p> <p>[新規立地]</p> <p>○投下資本額が3億円以上（土地を賃借する場合は1</p>	<p>奨励金</p> <p>○発注額の 100 分の 5 に相当する額</p> <p>○同一の敷地内について1回限り、300 万円を限度</p>

		<p>億 5,000 万円以上)</p> <p>[施設再整備]</p> <p>○投下資本額が3億円以上(中小企業の場合は1億 5,000 万円以上)</p> <p>○建設工事や生産設備の導入を市内企業(その企業が一次下請事業者である場合を含む)に発注</p> <p>〈対象地域〉</p> <p>○東名秦野テクノパーク</p>	
		<p>〈対象事業〉</p> <p>○製造業又は情報通信業の施設の新設又は移転及び敷地内にある既存施設の増改築</p> <p>[新規立地]</p> <p>○投下資本額が3億円以上(土地を賃借する場合は1億 5,000 万円以上)</p> <p>[施設再整備]</p> <p>○投下資本額が3億円以上(中小企業の場合は1億 5,000 万円以上)</p> <p>○建設工事や生産設備の導入を市内企業(その企業が一次下請事業者である場合を含む)に発注</p> <p>〈対象地域〉</p> <p>○工業専用地域、工業地域(新規立地については工業地域を除く)</p>	
<p>秦野市企業立地促進制度 (見学・体験施設設置奨励金)</p>	H16.4	<p>〈対象事業〉</p> <p>○研究開発型の施設の新設又は移転及び敷地内にある既存施設の増改築</p> <p>[新規立地]</p> <p>○投下資本額が3億円以上(土地を賃借する場合は1億 5,000 万円以上)</p> <p>[施設再整備]</p> <p>○投下資本額が3億円以上(中小企業の場合は1億 5,000 万円以上)</p> <p>○見学・体験施設(一部でも可)を設置し、かつ、操業を開始する日から1年6か月以内に見学・体験事業を開始</p> <p>〈対象地域〉</p> <p>○東名秦野テクノパーク</p>	<p>奨励金</p> <p>○建物の設置費に相当する額を占有面積の割合で按分して得られた額の100分の5に相当する額</p> <p>○同一の敷地内について1回限り、300万円を限度</p>
		<p>〈対象事業〉</p> <p>○製造業又は情報通信業の施設の新設又は移転及び敷地内にある既存施設の増改築</p> <p>[新規立地]</p>	

		<p>○投下資本額が3億円以上(土地を賃借する場合は1億5,000万円以上)</p> <p>[施設再整備]</p> <p>○投下資本額が3億円以上(中小企業の場合は1億5,000万円以上)</p> <p>○見学・体験施設(一部でも可)を設置し、かつ、操業を開始する日から1年6か月以内に見学・体験事業を開始</p> <p>〈対象地域〉</p> <p>○工業専用地域、工業地域(新規立地については工業地域を除く)</p>	
--	--	---	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
秦野市商業地における企業立地促進制度(雇用促進奨励金)	H3.3	<p>〈対象事業〉</p> <p>○製造業(商品企画及び研究開発に限る)、情報通信業、運輸業、郵便業(倉庫業を除く。)、卸売業、小売業、金融業、保険業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業(国際観光ホテル整備法(昭和24年法律第279号)第6条第1項第1号イからハマまでに掲げる基準を満たすホテルに限る)、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療(一般病院又は分娩を扱う有床診療所に限る)等の事業用施設の新設又は施設再整備</p> <p>[新規立地]</p> <p>○投下資本額が3億円以上(土地を賃借する場合は1億5,000万円以上)</p> <p>[施設再整備]</p> <p>○投下資本額が3億円以上(土地を賃借する場合は1億5,000万円以上)</p> <p>○秦野市に住所を有する者を新規に雇用し、かつ1年以上継続して雇用</p> <p>〈対象地域〉</p> <p>○近隣商業地域、商業地域及び立地推進指定地域</p>	<p>奨励金</p> <p>○1人につき30万円</p> <p>○1企業1回限り、600万円を限度</p>

14212

神奈川県

厚木市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
大企業 30,000 (製造業、自然科学研究所、地域経済の発展に寄与する事業)	—	(特定誘致地区) 不均一課税 (1・2年目課税免除、3～5年目 1/5 に軽減)	固定資産税 都市計画税	5年間
5,000 (情報通信業、卸売業・小売業※)		(一般誘致地区) 1/5 に軽減	固定資産税 都市計画税	5年間
中小企業 5,000 (製造業、自然科学研究所、地域経済の発展に寄与する事業、情報通信業、卸売・小売業※)				
小規模企業 3,000 (製造業、自然科学研究所、地域経済の発展に寄与する事業、情報通信業、卸売・小売業※)				
※卸売業・小売業は東名厚木IC周辺地区、本厚木駅周辺地区に限る				
上記に加え ・戦略産業(環境、エネルギー、医療福祉、防災、食品関連の製造業・研究所、広域的な商圏を有する小売業、情報関連の製造業)	—	(特定誘致地区) 課税免除	固定資産税 都市計画税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
厚木市企業等の立地促進等に関する条例 ※ 厚木市企業立地サポート事業 (企業立地奨励金)	H21. 3	〈対象事業〉 ○中小企業者や小規模企業者が立地する場合に限る ○製造業、情報通信業、卸売・小売業(東名厚木IC周辺地区及び本厚木駅周辺地区に限る。)、自然科学研究所	企業立地奨励金 ○立地に係る投下資本額の10%相当額、限度額5,000万円

	<p>[投下資本額]</p> <p>○中小企業は5,000万円以上</p> <p>○小規模企業者は3,000万円以上</p> <p>〈対象地域〉</p> <p>[特定誘致地区]</p> <p>・厚木市が指定する8つの業務施設集積地区等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東名厚木IC周辺地区 2. 本厚木駅周辺地区 3. 森の里及び周辺地区 4. 内陸工業団地 5. 厚木流通団地(長沼) 6. 酒井土地区画整理事業用地 7. 尼寺工業団地周辺地区 8. 長谷厚木流通センター周辺地区 <p>[一般誘致地区]</p> <p>・特定誘致地区以外の市内全域</p> <p>・次のいずれかを満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市内で3年以上継続して事業を行っていること 2. 立地する土地の敷地面積が3,000㎡以上(情報通信業は1,000㎡以上) 	
(戦略産業奨励金)	<p>〈対象企業〉</p> <p>・戦略産業(環境、エネルギー、医療福祉、防災、食品関連の製造業・研究所、広域的な商圏を有する小売業、情報関連の製造業)</p> <p>[投下資本額]</p> <p>○製造業、自然科学研究所3億円(中小企業者は5,000万円)以上</p> <p>○情報通信業、卸売・小売業は5,000万円以上</p> <p>○小規模企業者は3,000万円以上</p> <p>〈対象地域〉</p> <p>○特定誘致地区及び一般誘致地区</p>	<p>戦略産業奨励金</p> <p>○立地に係る投下資本額の3%相当額、限度額1億円</p> <p>(中小企業は投下資本額の13%相当額、限度額5,000万円)</p>
(ロボット産業奨励金)	<p>〈対象企業〉</p> <p>○ロボット産業に係る立地をした企業</p>	<p>大企業 500万円</p> <p>中小企業・小規模企業 250万円</p>
(本社機能奨励金)	<p>〈対象企業〉</p> <p>○立地に伴い、新たに本社機能を備えた企業</p>	<p>大企業 500万円</p> <p>中小企業・小規模企業 250万円</p>
(雇用奨励金)	<p>○製造業、自然科学研究所は15人以上(中小企業者、小規模企業者は1人)以上</p> <p>○情報通信業、卸売・小売業は5人以上(中小企業者、小規模企業者は1人)以上</p> <p>〈対象企業〉</p>	<p>雇用奨励金</p> <p>○正規社員1人当たり40万円、正規以外の常時雇用者1人当たり20万円を交付(障がい者又は高齢者雇用の場合10万円加)</p>

		<p>○条例適用企業等 〈対象地域〉 ○特定誘致地区及び一般誘致地区</p>	<p>算)、限度額 1,000 万円</p>
<p>(産業用地創出奨励金・ 産業用地保全奨励金)</p>		<p>〈対象〉 ○条例適用企業等に 3,000 m²以上の産業用地を売却または事業用定期借地権を設定した土地所有者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。 ア 当該産業用地の創出に伴い、事業所を廃止し、又は市外に移設した者 イ 当該産業用地に立地する企業等と同一の企業集団に属する者 〈対象地域〉 ○特定誘致地区及び一般誘致地区(準工業地域、工業地域及び工業専用地域に限る)</p>	<p>産業用地創出奨励金・産業用地保全奨励金 ○前年度の土地に係る固定資産税並びに都市計画税相当額</p>

14213

神奈川県

大和市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大和市企業活動振興条例	H30.4 R3.7.1 一部改正	1. 新規立地奨励金 市内に事業所を有しない企業が、市内において新たに操業を開始する場合(製造業、情報通信業、自然科学研究所のいずれか) ※投下資本額1千万円以上	新規取得した土地を除く固定資産の固定資産税及び都市計画税見込額の6倍(ロボット産業は、12倍)を交付 ※上限額:1億円(ロボット産業2億円) ※認定回数:1回
		2. 事業拡大奨励金 市内で継続して3年以上操業している企業が、事業の拡大のために、市内において事業所を増設又は既存事業所の移設・建替えを行う場合(製造業、情報通信業、自然科学研究所のいずれか) ※投下資本額1千万円以上	新規取得した土地を除く固定資産の固定資産税及び都市計画税見込額の6倍(ロボット産業は、12倍)を交付 ※上限額:1億円(ロボット産業2億円) ※認定回数:都度
		3. 設備投資奨励金 市内で継続して3年以上操業している企業が、事業の拡大のために、事業所の設備を拡大し、又は更新する場合(製造業、情報通信業、自然科学研究所のいずれか) ※投下資本額1千万円以上	新規取得した土地を除く固定資産の固定資産税及び都市計画税見込額の6倍(ロボット産業は、12倍)を交付 ※上限額:5千万円(ロボット産業1億円) ※認定回数:都度
		4. 投資促進奨励金 上記の1. 新規立地奨励金、2. 事業拡大奨励金、3. 設備投資奨励金のいずれかの交付を受けた企業に対して、当該立地のために新規取得した土地を除く固定資産の固定資産税及び都市計画税相当額に応じた額を交付(製造業、情報通信業、自然科学研究所のいずれか)	新規取得した土地を除く固定資産の固定資産税及び都市計画税相当額の1/2を交付 ※期間:3年間
		5. 賃貸オフィスビル等入居奨励金 市内の賃貸オフィスビル等において、床面積1,000平方メートル以上を新たに貸借し、1年以上操業した企業(製造業、情報通信業、自然科学研究所のいずれか) ※当該物件等で1年以上操業	賃料の50%を交付 ※上限額:月額50万円(年額600万円) ※期間:1回(1年間分)
		6. 健康企業奨励金	

		市内で継続して3年以上操業している企業で、 国の健康経営優良法人認定制度の認定を受 けた企業(製造業、情報通信業、自然科学研究 所のいずれか)	100万円を交付 ※認定回数:1回
--	--	--	----------------------

詳しくは、市ホームページへ

大和市企業活動振興条例による奨励金制度について

14214

神奈川県

伊勢原市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人数）			
大企業 30,000 中小企業※ 3,000 （※東部第二土地区画整理事業区 域以外は 10,000）	—	(1)伊勢原大山インター 土地区画整理事業区域 ①観光・交流関連産業： 課税免除 ②戦略産業(ロボット関連 及び医療関連の産業)： 課税免除 ③製造業、情報通信業、 学術・研究機関：3年間 課税免除、2年間課税の 4/5を軽減 (2)東部第二土地区画 整理事業区域 ①戦略産業(ロボット関連 及び医療関連の産業)： 課税免除 ②製造業、情報通信業、 学術・研究機関：3年間 課税免除、2年間課税の 4/5を軽減 ③運輸業、卸売業等：課 税の4/5を軽減 (3)その他地域 ①戦略産業(ロボット関連 及び医療関連の産業)： 課税免除 ②製造業、情報通信業、 運輸業、卸売業等：課税 の4/5を軽減	固定資産税 都市計画税	5年間 （賦課される年 度から）

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
伊勢原市企業立地促進条例	H16. 3	<p>〈対象事業〉</p> <p>(1) 次の①～③のいずれかに該当すること。</p> <p>①指定地域内に新たな用地を取得又は借り受けて立地していること。</p> <p>②指定地域内に事業所の建物の全部若しくは一部を取得又は借り受けて立地していること。</p> <p>③指定地域内に事業所を増設していること。</p> <p>(2) 投下資本額が3億円以上(中小企業等は、東部第二土地区画整理事業区域 3,000 万円以上、その他の地域1億円以上)</p> <p>(3) 企業等の施設及び事業内容が条例で定める業種に該当するもの</p> <p>(4) 市内に住所を有する者(雇用の日から居住)を新規に3人(中小企業等の場合は1人)以上雇用(立地の日の前後3ヶ月以内に雇用了した常用雇用従業員に限る)し、かつ1年以上継続雇用していること</p> <p>〈指定地域〉</p> <p>(1) 伊勢原大山インター土地区画整理事業区域</p> <p>(2) 伊勢原市東部第二土地区画整理事業区域</p> <p>(3) その他の地域(指定区域(1)(2)及び住宅系用途区域を除く市内全域)</p>	<p>雇用促進奨励金</p> <p>○1人につき 30 万円、限度額:300 万円</p> <p>○新卒者及び卒業後3年以内の既卒者が新規雇用に含まれる場合、1人当たり 10 万円を加算</p>

詳しくはこちら(伊勢原市企業立地促進条例)

14215

神奈川県

海老名市

【削除】
条例見直しに伴う休止

14216

神奈川県

座間市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
大企業 30,000	—	〈対象地域〉 工業専用地域、工業地域、 市街化調整区域での開発行 為の許可地域 〈優遇措置〉 1/2 に軽減	固定資産税 都市計画税	5年間 (賦課される年 度から)
中小企業 3,000				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
座間市企業等の新たな企業投資の促進のための支援措置に関する条例 (雇用奨励金)	H17.7 制定 H23.4 改正 H28.4 改正 R3.4 改正	<p>〈対象事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本標準産業分類に定める製造業、情報通信業、自然科学研究所 ○支援措置の適用企業 事業所等の新設、移設又は増設に伴い、市内居住者を1年以上雇用した常用の従業員 <p>〈対象地域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工業専用地域、工業地域、市街化調整区域での開発行為の許可地域 	<p>奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大企業 5人を超えた雇用(6人目から)1人 20万円 ○中小企業 2人を超えた雇用(3人目から)1人 20万円 <p>※ただし、障害者を雇用した場合は1人 30万円</p> <p>限度額 600万円</p>
(環境保全施設整備費助成金)		<p>〈対象事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用奨励に同じ ○支援措置の適用企業 適用企業等の事業所の設置に伴い、整備した環境保全施設(雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、浸透性アスファルト舗装及び緑地緩衝帯の植栽) <p>〈対象地域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用奨励に同じ 	<p>助成金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.雨水浸透ます 限度額 12万5,000円 2.雨水浸透トレンチ 限度額 65万円 3.浸透性アスファルト舗装 限度額 50万円 4.緑地緩衝帯への植栽 限度額 30万円
(企業投資奨励)		<p>〈対象事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用奨励に同じ ○支援措置の適用企業 企業投資額が20億円以上(中小企業は5千万円以上)の適用企業 企業投資額の10/100(ロボット関係企業にあつては15/100に相当する額)ただし、1億円(中小企業者にあつては5千万円)を上限。 <p>〈対象地域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用奨励に同じ 	<p>奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不均一課税適用年度から10年度以内の各年度に分割し、1企業等につき1回を限度

詳しくはこちら ([かながわ産業立地情報](#))

14217

神奈川県

南足柄市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①立地	—	①立地 指定産業集積地 域	固定資産税 都市計画税	5年間 (賦課される年度から)
大企業	30,000			
中小企業	5,000			
②拡大再投資	—	②指定産業集積 地域及び工業系 地域		
大企業	20,000			
中小企業	3,000			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
南足柄市工場緑化事業補助金制度	H9. 2	○「南足柄市緑の基本計画」に基づき、工場とその周辺地域の豊かな自然環境との調和のとれた良好な地域環境を形成することを目的として、市長が指定する方法により緑化事業を実施した工場	補助金 ○緑化事業に要した費用の一部
企業立地の促進等に関する条例に基づく奨励措置(雇用奨励金)	H20. 4	〈対象事業〉 市内に住所を有する者等を5人以上(中小企業は2人以上)新規に雇用した場合 〈対象地域〉 ○指定産業集積地域(市が指定する地域)	奨励金 ○1人につき20万円 ○新規障害者1人につき20万円を加算 ○雇用奨励金は1,400万円を限度
企業立地の促進等に関する条例に基づく奨励措置(転入奨励金)	H30. 12	〈対象事業〉 従業員を10人以上市内に転入勤務させた場合 ※従業員に該当する者…操業開始の6月前の日から操業開始後1年を経過する日までの間に市外から市内に転入した者であって、当該転入をした日から引き続き1年以上市内に住所を有している者 〈対象地域〉 ○指定産業集積地域(市が指定する地域)	奨励金 ○1人につき10万円 ○転入奨励金は1,400万円を限度
水道料金の軽減	H28. 3	南足柄市企業の立地の促進等に関する条例に基づく奨励措置の要件を満たす企業が、口径100ミリメートル以上のメーターを設置し、給水を受ける場合。	水道料金軽減申請書による申請があった同日から起算して3年を経過する日までに納期が到来する料金について100分の15に相当する額を軽減する。

水道利用料加入金の 軽減	H28. 3	南足柄市企業の立地の促進等に関する条例に基づ く奨励措置の要件を満たす企業が、給水装置の新 設又は改造の工事により、口径 200 ミリメートルを超 えるメーターを設置する場合。	加入金の 100 分の 35 に相当す る額(その額に 1 円未満の端数 が生じたときは、これを切り捨て るものとする。)を軽減する。
-----------------	--------	---	--

14218

神奈川県

綾瀬市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
①市外から立地する企業 20,000 (中小企業者 3,000)	—	下記企業立地奨 励金の適用を受 けた場合、立地 に係る固定資産税・ 都市計画税の税 率を軽減	不均一課税 固定資産税:1.4%⇒ 0.7% 都市計画税:0.2%⇒ 0.1%	3年間 (賦課される年 度から3年度 分)
②市内で継続して3年以上事業を行 い、かつ、市内で事業拡大のため 立地する企業 20,000 (中小企業者 3,000)				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
綾瀬市企業の 立地促進等 に関する条例	H24.4	<p>【対象地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準工業地域(2,000 m²以上の一団の土地に1つ の企業が立地する場合に限る。) ・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域(法令等により企業の立地が認 められる場合に限る。) <p>※上記地域での立地(新設、移設、増設、建替 え、既存事業所の活用)が該当</p> <p>【対象業種】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・電気、ガス、熱供給業(新エネルギー利用等の 	<p>企業立地奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内→市内の場合、投下資本額の10% 限度額:3,000万円 ○市外→市内の場合、投下資本額の15% 限度額:3,000万円 <p>雇用奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内在住者を1人以上常勤雇用した場 合、1人につき男性20万円、女性30万円 (雇用者が障害者の場合は10万円加算) 限度額:600万円

	<p>促進に関する特別措置法第2条に規定する新エネルギー利用等に係るものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信業 ・自然科学研究所 <p>【投下資本額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市外から立地する企業:2億円以上(中小企業者は3,000万円以上) ・市内で継続して3年以上事業を行い、かつ、市内で事業拡大を目的に立地を行う企業:2億円以上(中小企業者は3,000万円以上) <p>※費用の総額から国等の補助金、企業間の取引費用は控除</p>	<p>市内企業活用奨励金</p> <p>○企業立地奨励金の適用を受け、立地に係る建設工事等を市内企業に発注した場合、請負金額の5%</p> <p>限度額 100万円</p>
--	---	--

14321

神奈川県

寒川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①(土地の取得がある場合)	—	(工業系地域) 1/2を軽減	固定資産税 都市計画税	①7年間 ②5年間または3年間 (賦課される年度から)
大企業 30,000				
中小企業 5,000				
②(土地の取得がない場合)				
大企業 20,000				
中小企業 3,000				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
寒川町企業等の立地促進に関する条例(雇用奨励金)	H18.4	<p>〈対象事業〉</p> <p>○製造業、情報通信業、自然科学研究所、その他地域経済の発展に寄与すると町長が認める事業</p> <p>○税制奨励措置を受ける企業で、立地の日の前後2ヵ月以内に新たに町民を常時雇用する従業員として雇用し、引き続き1年以上雇用していること</p> <p>ただし、この従業員は雇用の日1年前から申請の日まで継続して町内に住所を有する者であること</p> <p>〈対象地域〉</p> <p>○工業系地域:準工業地域、工業地域、工業専用地域</p>	<p>奨励金</p> <p>①1年2月雇用した場合:1人につき20万円</p> <p>②2年2月雇用した場合:1人につき10万円</p> <p>※障害者雇用の場合は10万円加算</p> <p>※①②ともに上限10人</p>
寒川町中小企業施設整備資金特別融資要綱	H18.4	○事業所又は工場等を町内に新設、増設、更新しようとする中小企業者で、税金を完納しているなどの一定の条件を満たしている中小企業者	<p>融資</p> <p>○限度額 5,000万円(融資対象の総事業費の80%を上限)</p> <p>○年2.3%以下の固定金利</p> <p>○融資期間:10年以内(据置期間6ヵ月以内を含む)</p>
寒川町企業立地促進融資利子補助金交付要綱	H18.4	○「寒川町企業等の立地促進に関する条例」により税制上の奨励措置を受け、かつ神奈川県企業立地促進融資を受けた企業等	<p>利子補給</p> <p>○支払った利子の相当額(補助率100%)</p>

			○補給期間:利子の返済開始月から最長5年(税制上の優遇措置が3年の場合最長3年)
寒川町中小企業施設整備資金特別融資利子補助金交付要綱	H18.4	○適用要件 「寒川町中小企業施設整備資金特別融資要綱」により融資を受けた中小企業者(会社又は個人)	利子補給 ○支払った利子の 1/2 相当額(補助率 50%)、ただし、100 円未満端数切り捨て ○補給期間:利子の返済開始月から最長5年
寒川町中小企業事業資金融資要綱	H18.4	町内に住所があり、一年以上継続して同一事業を営んでいる等、一定の条件をみたしている中小企業者	融資 ○限度額 1,000 万円 ○年 1.0%以下の固定金利(1.8%以下のうち 0.8%を町が金融機関へ利子補給) ○融資期間:84 月以内(据置期間4 月以内を含む)
寒川町中小企業事業資金融資利子補給金交付要綱	R2.3	中小企業事業資金融資を行った取扱金融機関	利子補給 ○補助率:年 0.8% ○補給期間:返済開始から完了までの期間(最高7年間) ただし、100 円未満端数切り捨て
寒川町中小企業信用保証料補助要綱	H18.4	○適用要件 「寒川町中小企業施設整備資金特別融資」、「寒川町中小企業事業資金融資」、「神奈川県中小企業制度融資の一部」のいずれか融資制度を利用し、神奈川県信用保証協会の信用保証を受ける中小企業者	信用保証料補助 ○払い込んだ保証料の額に相当する額(上限 10 万円) ただし、100 円未満端数切り捨て

14363

神奈川県

松田町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<p>○地域未来投資促進法に規定する「地域経済牽引事業」の承認を受けた事業者であって、以下の要件に該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋、構築物及び土地の取得価格の合計が1億円を超えるもの(農林漁業及びその関連業種に係るものは5千万を超えるもの)。 ・土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に建設の着手があった場合のみ対象。 		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
松田町企業等雇用奨励金交付要綱	H26.10.1	<ul style="list-style-type: none"> ・松田町内で営利を目的として事業所を設ける法人又は個人。 ・企業等が新たに採用した従業員で引き続き1年以上雇用され、申請日前6月間以上松田町の住民基本台帳に記録されている者 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用従業員を3名以上採用した企業等に対し、10万円×新規雇用従業員数を交付(上限50万円)

14364

神奈川県

山北町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
大企業	30,000	(工業系地域、山北町特定地域土地利用計画における利用検討ゾーン) 1/2を軽減	固定資産税	5年間(賦課される年度から) ただし、本社機能又は社宅を設置する場合は7年間
中小企業	5,000			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
山北町企業等の立地促進に関する条例	H21.4	〈対象事業〉 ○山北町に事業所を新設等した企業で、投下資本額が3億円以上(中小企業については5,000万円以上) ○国税、都道府県税、市町村税の完納 ○企業立地促進地区にふさわしい事業内容であること 〈対象地域〉 ○工業系地域(工業地域・準工業地域) ○山北町特定地域土地利用計画における利用検討ゾーン	雇用奨励金 ○町内に住所を有する新規雇用従業員の雇用5人以上(中小企業は3人以上)の場合、新規雇用従業員×20万円(障害者雇用は10万円加算) ○限度額 300万円
			立地奨励金 ○10,000㎡以上の一団の土地に借地権又は事業用定期借地権を設定した場合、当該土地の固定資産税相当額の1/2 ○限度額 1年につき500万円 ○立地の翌年度から5年間(本社機能又は社宅を設置する場合は7年間)

14401

神奈川県

愛川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(製造業、自然科学研究所、宿泊業)		【奨励措置】 ・戦略産業(ロボット関連、医療関連の製造業)は免除 ・上記以外の製造業、情報通信業、自然科学研究所は1～2年目を免除、3～5年目を1/5に軽減 ・宿泊業は1/2に軽減 【対象地域】 ・製造業、自然科学研究所、情報通信業は町内の工業系区域、県央愛川ハイテク研究所団地 ・宿泊業は町内全域	固定資産税 都市計画税	5年間
大企業	30,000			
中小企業	3,000			
小規模企業	1,000			
(情報通信業)				
大企業	10,000			
中小企業	3,000			
小規模企業	1,000			
※償却資産のみの増資の場合				
(上記業種)				
大企業	30,000			
中小企業	3,000			
小規模企業	1,000			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
愛川町企業誘致等に関する条例(雇用奨励金)(環境配慮設備設置奨励金)	H18.4(施行)	(対象業種)	○雇用奨励金 町内に1年以上住所を有する町民を1年以上雇用した場合、1人につき20万円・5人分の雇用奨励金を交付(新規従業員が障害を有している場合は、1人につき10万円加算) ○環境配慮設備設置奨励金 ・太陽光発電設備 発電能力10キロワット以上の設置に対して、50万円を交付 ・屋上緑化 建築物の屋上の全部又は一部に3㎡以上の屋上緑化を施工した場合に50万円を限度に交付 ① 屋上緑化した面積1㎡当たり2万円を乗じて得た額
	H23.4(改正)	○製造業、情報通信業、自然科学研究所、宿泊業	
	H28.4(改正)	○最低投資額	
	H31.4(改正)	(製造業、自然科学研究所、宿泊業)	
	R6.4(改正)	大企業 30,000	
		中小企業 3,000	
		小規模企業 1,000	
		(情報通信業)	
		大企業 10,000	
		中小企業 3,000	
		小規模企業 1,000	
		※償却資産のみの増資の場合(上記業種)	
	大企業 30,000		

		<p>中小企業 3,000</p> <p>小規模企業 1,000</p> <p>(対象地域)</p> <p>・製造業、自然科学研究所、情報通信業は町内の工業系区域、県央愛川ハイテク研究所団地</p> <p>・宿泊業は町内全域</p>	<p>② 緑化に要した費用の1/2の額</p> <p>※①か②のいずれか低い方の額</p>
環境配慮設備設置 事業補助金	H31.4	<p>・町内で1年以上同一事業を営業していること。</p> <p>・町税を完納していること。</p>	<p>・太陽光発電設備 発電能力 10 キロワット以上の設置に対して、50 万円を交付</p> <p>・屋上緑化 建築物の屋上の全部又は一部に 3㎡以上の屋上緑化を施工した場合に 50 万円を限度に交付</p> <p>①屋上緑化した面積1㎡当たり2万円を乗じて得た額</p> <p>②緑化に要した費用の1/2の額</p> <p>※①か②のいずれか低い方の額</p>